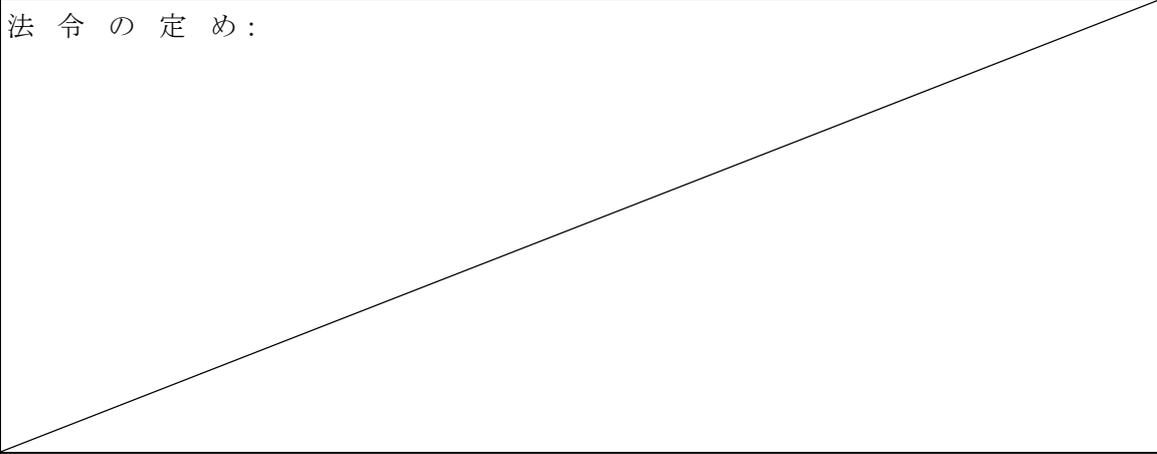


処 分 基 準

令和3年3月22日作成

法 令 名：金属くず営業条例
根 拠 条 項：第17条
処 分 概 要：金属くずの差止め
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め： 
処 分 基 準： 金属くず商が取り扱っている物品が盗品又は遺失物であると疑うに足りる相当な理由がある場合に、その物品の保管を命ずる。 なお、金属くず営業条例第17条の「盗品」とは、刑法第36章又は「盗品等ノ防止及処分ニ関スル法律」に規定する罪によって領得された動産をいい、詐欺、恐喝等の罪によって領得されたものは含まれない。また、「相当な理由がある場合」とは、被害届、遺失届等に記載された盗品又は遺失物と同一のものである可能性がある場合、当該金属くずを持ち込んだ者が同種の金属くずに係る窃盗又は強盗の被疑者である場合、当該金属くずの品目や価格、当該金属くず商の営業実態等から判断すれば当該古物が正当な取引過程において取り扱われたものとは考えられない場合等である。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3426）
備 考：